

広島県告示第六百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年十月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

都志見千代田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
山県郡北広島町今田字本郷三二五四番一地从先から 山県郡北広島町今田字本郷三二五六番一地从先まで			三・八〇 ^〇 一七・〇〇	三〇七・〇〇	
	新		一〇・八〇 ^〇 二五・二〇	三〇七・〇〇	拡幅